

各地域の「民生委員・児童委員」をご存じですか？ 一人で悩まず、お気軽にご相談ください！

- ▷福祉サービスの制度や窓口が分からない
- ▷病気やけがで生活に困っている
- ▷身体に障がいがあるので、災害時の避難に対して不安
- ▷育児や子どものしつけで悩んでいる
- ▷近所で児童虐待・高齢者虐待らしい様子を目撃した

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された守秘義務を持つ特別地方公務員です。生活の不安や子育ての悩みなど地域で困っている方の身近な相談相手であり、市役所や社会福祉協議会などの専門機関へのつなぎ役として活動しています。

市では現在、124人の民生委員・児童委員と14人の主任児童委員が、それぞれの地区で地域福祉の推進に取り組んでいます。



▷法に基づいた守秘義務があり、相談内容が漏れることはありません。
安心してご相談ください。

▷無報酬で活動しているボランティアで、地域住民の身近な相談相手です。

主な活動

訪問活動

地域住民のお宅を訪ねて、安全安心に生活できているか確認します。

サロン活動

地域住民の集いの場や仲間を作る場所づくりをしています。

挨拶運動

子どもたちの登下校の時間に通学路に立って、見守りや挨拶運動をします。

定例会（民生委員・児童委員同士の情報交換）

各地域の協議会単位で、地域の問題やお知らせを相談し合います。



* 地域ごとに担当の委員が決まっています。委員の氏名や連絡先については、お問い合わせください。
問い合わせ先…福祉政策課 内線2493

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

再支給可能

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請期限延長

新型コロナの影響が長期化する中、すでに総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

支給対象者

- ▷総合支援資金の再貸付を借り終わった方
- ▷総合支援資金の再貸付が不承認となった方
- ▷総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みをいかなかった方
- ▷緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付を借り終わった方／6月までに借り終わる方
- * 上記に該当した上で、収入・資産・求職等の要件があります。

申請期限…6月30日(木)まで

- * 支給要件などの詳細は、市ホームページ(右QRコード)をご確認いただくか、お問い合わせください。

問い合わせ先

- ▷自立支援金相談コールセンター Tel0120-46-8030
- ▷自立相談支援窓口(生活応援課内) Tel35-2166
- * 受付時間…9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

